

| | | |
|----|----------------|-------|
| 17 | 八頭郡用瀬町大字川中一八三 | 前田 喜臣 |
| 18 | 八頭郡佐治村大字高山三八 | 中谷 仁美 |
| 19 | 気高郡気高町大字宝木一〇〇五 | 藤本 鉄好 |
| 20 | 気高郡鹿野町大字中園一六六 | 飯田 英正 |
| 21 | 気高郡鹿野町大字岡本一〇八 | 木下 孟 |
| 22 | 東伯郡北条町大字米里二九七 | 田熊善之助 |
| 23 | 東伯郡羽合町大字橋津三七〇 | 河金 万治 |
| 24 | 倉吉市昭和町一七九の二 | 岸本 積善 |
| 25 | 倉吉市宮川町一八八の一 | 坂上 明 |
| 26 | 倉吉市尾原二九〇 | 石川 孝美 |

正 誤

昭和四十年六月十八日付け鳥取県告示第三百二十五号中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

五頁 誤 字西ノ野
正 字新堀

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休日に当り、その翌日)

目次

◇告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
保安林の解除予定
基本測量の終了
道路の区域の変更
道路の供用の開始

◇公 告 危険物取扱主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百三十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及び流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚又は鶏の所有者に対して、検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十一年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、流行性脳炎及び肝てつ症予防のため

め

- 一 実施の区域 別表のとおり
 - 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 三 結核病検査及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 四 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 五 流行性脳炎予防注射
繁殖用牝豚
 - 六 検査、注射及び投薬の方法
 - 七 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - 八 ブルセラ病検査 プルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
 - 九 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
 - 十 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防皮下注射
 - 十一 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 別表 結核病検査及びブルセラ病検査
- | 実施の区域 | 実施の期次 | 実施の日次 | 実施の場所 |
|-----------|-------|-------|---------|
| 東郷町 漆原、藤津 | 一 次 | 五月十六日 | 石橋、原検査場 |
| 東郷町 漆原、藤津 | 二 次 | 五月十九日 | 石橋、原検査場 |
| 長和町 境見 | 一 次 | 五月十七日 | 境見 |
| 長和町 境見 | 二 次 | 五月二十日 | 境見 |



| | | | |
|-------|------------|-----------------------|------------|
| 試験の種類 | 試験の名称 | 使用場所の区画 | 第三試験の日程 |
| 甲種 | 鳥取県立鳥取高等学校 | 鳥取市東町大字三徳字古徳敷二丁目一の先名の | 昭和四十一年五月十日 |
| 乙種 | 鳥取県立鳥取高等学校 | 鳥取市東町大字三徳字新木原一丁目一の先名の | |

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条の規定により公告する。

昭和41年5月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 試験の期日及び場所
試験の期日 昭和41年6月21日午前8時30分から
試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
倉吉市福吉町 倉吉市福祉会館
米子市桃町1の160 鳥取県西部総合事務所
- 試験の種類
(1) 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）
(2) 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）
- 試験科目
(1) 甲種試験の試験科目は、次のとおりである。
ア 基礎物理学及び基礎化学
イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学

- 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学
(イ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論
(ロ) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
(ハ) すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論
(ニ) 危険物の類ごとに共通する特性
(ホ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法
(ヘ) 品名ごとの危険物の一般性質
(コ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法
- 危険物に関する法令
(1) 乙種試験の試験科目は、次のとおりである。
ア 基礎物理学及び基礎化学
イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
ロ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学
ハ 燃焼及び消火に関する基礎理論
ニ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
ホ すべての種類の危険物の性質に関する概論
ヘ 第1類から第6類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する特性
コ 第1類から第6類までのうち受験に係る種類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法
ク 受験に係る種類の危険物の品名ごとの一般性質
ケ 受験に係る種類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法
コ 危険物に関する法令
- 受験資格

- 甲種試験は、昭和41年6月20日までに次のア又はイに該当する者が受験できる。
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの
イ 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者
- 乙種試験は、昭和41年6月20日までに6月以上危険物取扱の実務経験を有する者が受験できる。
- 受験手続
(1) 受験願書受付期間
昭和41年5月10日から昭和41年5月31日午後5時まで（郵送の場合は、昭和41年5月31日午後5時までに着信のものに限る。）
(2) 受験願書の提出先 鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課
(3) 提出書類等
ア 受験願書 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）様式第14にること
イ 乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること
ロ 受験資格の(1)のアに該当する者は、最終学校卒業証明書及び6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類
ハ 受験資格の(1)のイに該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けたのち2年以上危険物取扱の実務経験を

- 有することを証明する書類
エ 受験資格の(2)に該当する者は、6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類
オ 写真1枚（願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札型のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
カ 第1類又は第5類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて、火災取扱法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種火災製造保安責任者免状、乙種火災製造保安責任者免状若しくは丙種火災製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種火災製造保安責任者免状若しくは乙種火災製造保安責任者免状を有する者については試験科目の(2)のイ及びロ並びに(3)のイのハ及びイが免除されるので免状の写しを添付すること。
キ 一種類以上の乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者で、他の種類の乙種試験を受ける者については、試験科目の(2)のイ及びロが免除されるので免状の写しを添付すること。
ク 受験手数料及びその納付方法等
コ 受験手数料
甲種試験 800円
乙種試験 500円
ケ 納付方法 ロに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。
コ 既納の手数料は、申し込むを取り消し、又は受験しなかつた場

- 合でも返還しない。
- その他
- (1) 危険物取扱の實務経験を有することを証明する書類は実務についての雇用主（会社の支店等にあつては支店長）の証明
 - (2) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

規則

- 目次
- ◇規則 栄養改善法施行細則の一部を改正する規則
 - ◇告示 教育職員の免許状の授与
解除予定の保安林にする旨の通知
保安林の指定の解除
水産振興資金の融通要綱の一部改正
公有水面の埋立ての免許
建設省所管国有財産の用途廃止
道路の位置の指定

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

栄養改善法施行細則（昭和二十七年十一月鳥取県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

国民栄養調査員は、省令第二条及び第三条の規定による調査が終了したときは、それぞれの調査票を整理し、直ちに保健所長に提出しなければならない。

第九条中「法第十条」を「法第九条の二」に改める。

別記様式第一号中「5月、8月、11月、2月」を「5月」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百四十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号氏名 本籍地

高等学校教諭一級普通免許状 昭四一高一普第一号 永井 賢晃 鳥取県

鳥取県告示第二百四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

